

令和3年8月14日

組合員各位

合同労働組合ユニオンジャパン  
執行委員長 佐藤英一郎

### 臨時活動報告

令和3年8月8日付けにて、団体交渉の申し入れ事案が発生いたしましたので、その活動をここに報告します。

#### 1. 団体交渉申し入れの経緯

鹿児島県指宿市に所在する「株式会社予祝」の従業員 T さんは、令和2年2月1日に同社へ入社後、同社が経営する介護施設にて、リハビリ業務に従事していました。

T さんは、入社当初から会社に馴染めず、職場内での人間関係に悩まされていたこともあり、ついに退職を決意しました。職場のことも考え、退職希望日から逆算し、余裕を持って退職の意思を会社の代表に伝えましたが、その日以降、代表の態度が豹変するなどし、当初予定日まで継続して勤務することが難しいと考えた T さんは、令和3年5月25日から同年6月5日までの期間で有給休暇を消化する旨の申請をするとともに、同年6月5日付けの退職届を令和3年5月25日に提出しました。

その後、T さんのもとに届いた給与明細には意味不明な控除額があり、その対応について自力での解決は難しいと判断した T さんから、同年7月5日、当組合に相談がありました。実は、T さんは同年4月に、施設ご利用者様の送迎中に、前方不注意が原因で走行中の電動カーに接触する事故を起こしていました。会社はその電動カーの修理代金全額を T さんに無断で控除していたのです。

同年4月時点では不問となっていたにも関わらず、退職後の最終給与の支給時にこのようなことをする行為は、会社代表の態度の豹変の一端であり、退職することの腹いせとも受け取れるものです。

当組合としては、まずは所在地の労働基準監督署に相談するなどし、比較的穏便に解決できないかアドバイスをしましたが、労働基準監督署の意見も聞き入れず、不当控除額相当の給与を支給しようとしなため、当組合としても、見逃せない問題と考え、同年8月8日、団体交渉を申し入れるに至りました。

## 2. 団体交渉

同年8月8日付けの団体交渉申入書を同社に送達。

まずは、以下について指摘をし、同社の見解について書面による回答を求めたところ、同社は合理的な回答を準備することができず、振り込み期限とした同年8月13日、Tさんの銀行口座に不当控除額相当の給与の振り込みがありました。

- ①労働基準法 24 条 1 項では賃金全額払を規定しており、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止している。
- ②この規定に違反した場合、同法 120 条 1 号により 30 万円以下の罰金刑に処せられる。
- ③武富氏への給与は従来から振り込みにて支給されており、貴社には速やかに振り込みにて不当な控除額である、「立替払金 72,500 円」を支給する義務がある。

会社はときに独りよがりな考えを労働者に押し付けてきます。

特に今回のように、泣き寝入りをするであろうことを想定していたとしか思えない非常識な対応は絶対に許せるものではありません。労働基準監督署の指示も聞き入れず不支給を貫こうとする会社を相手に T さんが自力で解決することは難しかったと思います。そういう労働者の弱みに付け込むような卑劣な対応を当組合は決して見逃しません。

このような会社には負けてはいけません。一緒に戦いましょう。

### 【同社が送付してきた給与明細】

本給資格手当	固定残業手当	役職手当	扶養手当	ガソリン代	処遇改善加算				
215,000	20,000		5,000		20,000				
	夜勤手当調整手当			誕生日手当	残業手当	休日出勤	深夜残業		
	遅早控除	欠勤控除	通勤課税	通勤非課税		課税計	非課税計	総支給額	
				3,000		260,000	3,000	263,000	
健康保険	介護保険	厚生年金	社保等調整	雇用保険	社会保険計	課税対象額	源泉徴収	国民	
13,468		23,790		789	38,047	221,953	5,560		
					食事代		立替払金		
					3,500		72,500		
						年末調整	控除計	控除合	
							72,500	119,6	
数有給日数	欠勤日数	特別休暇	出勤時間						
00	6.50		124.00						
間休出日数	休出時間	深夜残業	遅早回数	遅早時間	食事代	夜勤手当			
					14.00				
税扶養人数					銀行振込1	銀行振込2	現金支給額	差引支給	
					143,393			143,3	

(提供：Tさん)